



明治・大正

背景

堰からの取水は当時の農民にとっては死活問題で、水争いが繰り返されてきました。そうした対立の中で生まれた約束が「大落水」です。「大落水」は、四日四夜を一区切りとして行うもので、その請求は何度でもできましたが、その執行権は上堰地区にありました。この話は、明治9年(1876)の菖蒲堰をめぐる水争いの様子を伝えたものです。

この他に、堰の修理についての約束もありました。昔の堰は、土砂と木で作られていたので、水漏れがありましたが、この漏れた水も下流にとっては大切な水だったからです。

アクセス 菖蒲堰(重信川)

- 川内ICより北へ直線距離約3km
- 東温市山之内
- 緯度経度 北緯33度49分25秒, 東経132度54分03秒



重信川には菖蒲堰があり、そこから田んぼの水を取っていました。菖蒲堰には、上堰と下堰がありました。渇水時には、上流の上堰で水を取ってしまうので、下流の下堰では水が取れなくなってしまうことが度々ありました。そこで、渇水時には下堰側の集落は、上堰側の集落に依頼して、上堰の取水を控えて下流に水を流してもらおう「大落水」という取り決めがありました。明治9年(一八七六)の水争いは、下堰側が請求した大落水が、上堰側の都合で遅れたことに原因がありました。

六月三〇日、上堰の落水が遅いため、下堰側の農民は怒り、数百人が堰を切り崩すという実力行使に出、双方に負傷者が出ました。早速、巡査や戸長らが仲裁に入りましたが解決に至りませんでした。七月四日になって巡査本署から仲裁案が提示されましたが、上堰側は「全ての田んぼの灌水は不可能で、苗も枯らせてしまう」として応じませんでした。そこで七月七日に下堰側の村々は、愛媛県権令岩村高俊に解決を依頼しました。

愛媛県は調査を行い、上堰側に対して「八月三日の午後六時から同月七日午後五時までの九六時間、三カ村へ大落水を執行せよ」と命じ、八月一〇日には今後の大落水について下堰側に対して「菖蒲堰分水は従来からの明確な規定はなく、年々臨時処分をして分水する慣行であるので、そのままこれを据えおくことにする。しかし、今後は役場が指導して、上下の水勢を見計らい、水量を加減して配水をし、特別に用水が不足すれば大落水を実施する」というような通知を出し、また上堰側にも「下堰側に用水が特に不足したときに臨時差配をするよう区長にも達しておいたので、その指示に従うこと」というような指示をしました。